

鈴鹿市福祉ロボット推進事業に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と、学校法人 鈴鹿医療科学大学（以下「乙」という。）と、鈴鹿ロボケアセンター株式会社（以下「丙」という。）とは、鈴鹿市福祉ロボット推進事業（この協定書に定める甲乙丙の三者によって実施する取組をいう。以下「事業」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、急速に進む高齢化を踏まえ、今後ますます重要性が増す介護分野における従事者の負担軽減、患者等のQOLの向上並びに新たなヘルスケアサービスを創出する担い手を育成するため、甲乙丙が相互に緊密な連携のもと協力し、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

（三者の取組事項）

第2条 甲乙丙は、前条の目的を達成するため、協働で次に掲げる事項について取り組むものとする。

- （1）市民の身体機能改善による障がいの軽減と地域での自立生活の促進
- （2）福祉ロボットの普及及び認知度の向上
- （3）福祉ロボット訓練実施者の育成の促進
- （4）新たなヘルスケアサービスを創出する担い手の育成
- （5）その他、福祉ロボットの開発及び普及促進に効果的と認められる事項

（甲の取組事項）

第3条 甲の主な取組事項は次のとおりとする。

- （1）本事業を円滑に行うための三者間の調整及び情報の提供
- （2）市民に対する福祉ロボットを活用したリハビリテーションの提供
- （3）市広報、市ホームページ等による事業の周知活動

（乙の取組事項）

第4条 乙の主な取組事項は次のとおりとする。

- （1）福祉ロボット等、介護・医療機器の使用方法に関する研究
- （2）福祉ロボット等、介護・医療機器に係る学生を対象としたカリキュラムの協力
- （3）丙と協働した科学的観点からの臨床において応用可能な情報の発信

（丙の取組事項）

第5条 丙の主な取組事項は次のとおりとする。

- （1）福祉ロボットに関する講習会等の開催、並びに新たなヘルスケアサービスを創出する担い手の育成
- （2）市民に対する福祉ロボットを活用したリハビリテーションの提供における協力
- （3）乙と協働した科学的観点からの臨床において応用可能な情報の発信

(情報の保持)

第6条 甲乙丙は、本事業に関し知り得た相手方の情報を、相手方の承諾を得ることなく第三者に開示してはならず、また、本事業以外の目的に使用してはならない。ただし、裁判所により開示が命じられた場合及び法令上の要請により開示する場合は、この限りでない。

(本協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし期間満了日の1ヵ月前までに甲、乙または丙から書面による協定解除の申し出がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとする。

(協議)

第8条 本協定に関し疑義ある事項又は本協定に定めがない事項については、甲乙丙協議の上、決定する。

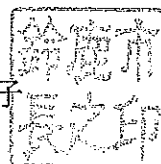
本協定書締結を証するため、本書3通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

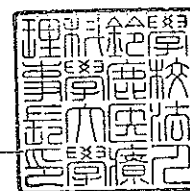
鈴鹿市長 末 松 則 子



乙 鈴鹿市岸岡町1001番地1

学校法人 鈴鹿医療科学大学

理事長 高 木 純 一



丙 鈴鹿市南玉垣町3500番地3

鈴鹿ロボケアセンター株式会社

代表取締役 安 永 好

